

令和 7 年 6 月  
長崎県警察本部

犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に係る審査基準について

1 規則等の題名

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 11 条第 1 項に基づく犯罪被害者等給付金の支給の裁定に係る審査基準

2 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

今回の審査基準の改正においては、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、同法に定める意見公募は実施していません。

3 制定日

令和 7 年 6 月 10 日